



質問 1

今年、使用人のうち勤務成績が秀れている者を海外旅行させようと思っています。旅行の目的は特にありませんが、ただ一般的な見聞を広めさせるということです。

費用は1人当たり約70万円かかりますが、これを私が負担した場合、必要経費になるでしょうか。また、使用人に対する給与として源泉徴収をしなければなりませんか。

回答 必要経費になりますが、源泉徴収の対象に含めなければなりません。

使用人を海外旅行させた場合の費用は、その海外旅行が事業主の事業の遂行上直接必要であり、かつ、その費用が海外旅行に通常必要と認められる部分の金額に限り、旅費として必要経費になります。

しかし、上記の条件に該当しない場合には、旅費ではなくてその支給を受ける者に対する給与として必要経費になります。なお、青色事業専従者を海外旅行させた場合の旅費金額のうち、通常必要と認められない部分の金額は、その青色専従者の労務の対価として相当であり、その専従者の給与のわく内である場合に限り必要経費に算入されます。

ご質問の場合は、成績優秀者を慰労する意味の海外旅行であり、事業の遂行上直接必要な旅行であると考えられませんので、この旅行費用の負担額については、海外旅行をした使用人に支給する給与等として事業所得の金額の計算上必要経費に算入されることとなります。

したがって、支給を受けた使用人はこの費用の額を給与として源泉徴収されることとなります。

日本医師会

医師年金

—ご加入のおすすめ—

医師年金は、日本医師会が運営する医師専用の私的年金です。

日本医師会会員で満64歳6カ月未満の方が加入できます(申し込みは64歳3カ月までをお願いします)。

医師年金
ホームページで
ご加入時の

受取年金額のシミュレーションが できます!

医師年金 検索 <http://www.med.or.jp/nenkin/>



【シミュレーション方法】

トップページから「シミュレーション」に入り、ご希望の受取額や保険料、生年月日を入力すると、年金プランが表示されます。

【仮申し込み方法】

「マイページ」に登録すると、ネット上で医師年金の仮申し込みが可能となります。

お問い合わせ・資料請求：日本医師会 年金・税制課 ☎03-3942-6487(直) (平日 9時半～17時)